

自由研削砥石の取替え 等の業務特別教育

事業者は、安衛則第36条第1号に掲げる業務のうち、自由研削砥石の取替え又は取替え時の試運転の業務に労働者を就かせるときは、安全又は衛生のための特別な教育をしなければならないことが義務付けられています。

本講習は、事業者様に代わり当協会が教育を行うもので、規定の教育を修了された方に当協会規定の修了証を交付します。

開催日時	平成30年5月14日(月) 《時間》 9:00～16:30 (8:50集合)
開催場所	一関職業訓練協会(一関市職業訓練センター) 岩手県一関市舞川字西平8-2
受講資格	満18歳以上の方
受講料	会員 6,500円 一般 7,500円 (テキスト代含、税込) ※会員とは一関職業訓練協会会員を指します。
定員	30名
申込方法	以下のものを準備の上、提出して下さい。 【受付：平日 8:30～17:00】 (1)申込書 (2)受講料 (3)写真1枚(30mm×24mm、裏面に氏名を記入すること)
申込締切	平成30年5月7日(月)
携行品等	筆記用具、昼食、印鑑(修了証受取時に必要)
その他	(1)受講料は振り込みも可能です。ご希望の方はお問い合わせ下さい。 (2)申込者が少数の場合は中止となることがあります。 (3)納入済の受講料は中止の場合を除き返還できませんのでご了承願います。

お問い合わせ
お申し込みは

職業訓練法人一関職業訓練協会

TEL 0191-31-7030 FAX 0191-31-7060

〒021-0221 岩手県一関市舞川字西平8-2 URL <http://ichikun.jp/>